

今回の本欄は、特集「大阪都構想」を理解するためのデータの掲載と解説を行います。

第16回 特集「大阪都構想」を読み解くために

はじめに 何が起きたのか

衝撃的な選挙結果

今号の鶴田論文にあるように、昨年11月に行われた大阪市長・府知事のダブル選挙の結果は、衝撃的なものでした。

それはまず投票率にあらわれました。前回43.6%だった市長選は60.9%(+17.3)に、48.9%だった知事選は52.8%(+3.9)に上昇したのです。大阪の有権者が、この二つの選挙にいかに関心を持ったかが分かります。

その結果、大阪市長現職の平松邦夫氏は、前回の自分の得票に15万余を上乗せして52万票を得ましたが、75万票を獲得した橋下徹氏に敗れ去りました。さらに府知事選挙では、ほとんど無名だった松井一郎氏が、前回橋下氏の得た183万票を17万票上回る200万票を獲得して当選しました。

いったい大阪に何が起きたのでしょうか。しかも大阪維新の会の動きは、名古屋・愛知に連動していると伝えられ、国政新党をつろうとする流れともつながっているように報道されています。これらのことが、私たちにとって「対岸の火事」でないことは、橋下候補の応援に出かけた石原都知事の動きからも見てとれます。

「大阪都構想」

こうして、いま大きな注目をあびている維新の会や橋下氏らが、政策の中心に掲げてきたのが「大阪都構想」(以下「都構想」)です。その行程プランは、今号の森論文が掲げた「図」に示されていますが、マスコミ報道など

に基づいてより具体的に言えば次のようなことです。

大阪府全域を「大阪都」とする。

現在の大阪市とその近くの都市(堺市その他)を合わせて、人口560万人ほどの「大都市区域」をつくり、それを20分割して「特別自治区」とする。(以上、次ページの表を参照)

「特別自治区」には、公選による首長と区議会置く。東京都をモデルに、20区内の水道・消防・公共交通などの大規模な事業を「都」が行い、住民サービス事業などは区の独自性に任せる。

現在の大阪府内のその他の市町村は、ぜんぶ合併させて、人口30万人以上の「中核市」に分ける。

関西地域の府県で関西広域連合をつくり、「大阪都」が整備された段階で「関西州」にし、「都」は州都に位置づけられる。

「都構想」を理解するために

「都」って何？

そこで「都構想」を理解するために、「都」「特別区」「中核市」「道州制」についての基礎知識が必要になります。まずそれから始めましょう。

制度上の「都」は、第二次大戦さなかの1943年(昭和18年)につくられました。それまでの東京は東京市と三多摩市町村を含む「東京府」でした。

「都制」設立の目的とされたのは次の3点です。

帝都たる東京に、真にその国家的性格に適応した確固たる体制を確立すること。

従来の府・市併存の欠点を是正・解消し、帝都一

＜参考表＞大阪都 20 区構想と 20 区の区割				
20 区再編案	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	備考
01 北区、都島区、旭区	22.68	305,562	13,473	大阪市
02 此花区、福島区、港区、西区	33.81	300,907	8,900	大阪市
03 中央区、浪速区、大正区、住之江区	43.45	337,395	7,765	大阪市
04 天王寺区、阿倍野区、西成区	18.14	298,420	16,451	大阪市
05 西淀川区、淀川区、東淀川区	40.13	446,206	11,119	大阪市
06 城東区、鶴見区、東成区	21.13	357,371	16,913	大阪市
07 生野区、平野区	23.68	334,139	14,111	大阪市
08 住吉区、東住吉区	19.09	286,371	15,001	大阪市
09 堺区、西区	52.31	282,487	5,400	堺市
10 中区、南区	58.38	278,327	4,768	堺市
11 北区東区、美原区	39.30	281,320	7,158	堺市
12 豊中市	36.38	389,359	10,703	特例市
13 吹田市	36.11	355,567	9,847	特例市
14 守口市	12.73	146,554	11,512	
15 八尾市	41.71	268,652	6,441	特例市
16 松原市	16.66	124,400	7,467	
17 大東市	18.27	127,203	6,962	
18 門真市	12.28	130,368	10,616	
19 摂津市	14.87	83,696	5,629	
20 東大阪市	61.81	509,632	8,313	中核市
98 大阪都 20 区	622.92	5,643,936	9,060	
99 大阪都全域	1,894.31	8,862,896	4,679	

(2010年3月 / 大阪維新の会内部資料を元に作成)
人口・面積は2010年(平成22年)国勢調査時点。大阪市区・堺市区の区割りとは2010年3月の各種報道(読売テレビ『かんさい情報ネットten!』が報道した維新の会の内部資料)による。

◆「緑の風」編集部注 本表は「フリー百科事典・ウキペディア」の「大阪都構想」の項目中にあった資料をそのまま転載したものである。

般行政の一元的で強力な体制を確立すること。

その上で行政運営の根本的な刷新と、高度な効率化を図ること。

「国家的性格」についていえば、当時の日本は「大日本帝国」として、台湾・朝鮮半島を植民地支配し、満州国を属国としたうえで、さらば「大東亜共栄圏」を掲げて侵略戦争を進めていました。「都制」の設立は、それら全体の地域の上に立つ「帝都構想」だったので。また、直接的な目的として「帝都防衛」が挙げられていました。この目的に応じて、東京市を廃止して都の直轄組織とし、府知事は天皇が任命する(親任官とら)「都長官」にかえられ、自治体ではなくなりました。

こうしてつくられた「都制」が、大戦後の日本国憲法・地方自治法の下で否定されたのは当然のことでした。

現在の東京都は、他の道府県と対等な、同じ権限を持つ広域自治体の一つです。

「特別区」って何？

では、東京都にしかない「特別区」とはどんな制度でしょうか。

戦前の東京市には、35の区がおかれ、自治体的性格を担保する「区会」を置き、東京府の吏員が区長を務める形でしたが、1943年の「都制」によって区長を国の官吏とし、「区会」は従来のまま、とら変則的な制度になりました。これを戦後の地方自治法によって、現在のような形に改めたのです。

現在の特別区(東京23区)は、次のような性格を持っています。

地方自治法は、都道府県と市町村からなる普通地方公共団体のほかに、特別地方公共団体の制度を設けており、東京23区はそこに含まれています。特別地方公共団体には、特別区のほか、自治体間の共同事務のために組織する一部事務組合ほか、財産区、地方開発事業団などがあります。

②制度と権限

特別区の権限は、市町村とほとんど変わらず、選挙制度も同じです。

③大きく異なる財政制度

大きくちがうのは、財政制度に「特別区財政調整制度」(以下「都区財調」)があることです。これは、東京都と区の間で事業に伴う財源を分け合うという性格と、区間の財政力の不均衡をなくす、という目的でつくられたもので、次のような仕組みです。

東京都と区の間で事業に伴う財源を分け合うというのは、都が大都市の基盤となる上下水道、基幹道路、清掃、消防などの事業を分担し、各区が住民生活に身近な行政を分担することを前提に、都・区それぞれが財源を受け取る、というものです。

また、区と区の間での財政不均衡を無くすための交付金は次のようなものです。

a 普通交付金→特別区が行うとされる事務に必要な財源が不足する場合、不足分を交付する。

b 特別交付金→特別区に、災害やその他の事情で特別な財政需要があることや、収入の減少が起きたときに、都が交付する。

この交付金制度は、歴史的に形成された東京都と特別区の事務配分の特殊性を考慮して、普通地方公共団体である都道府県・市町村に対する地方交付税制度のかわりにつくられたものです。実務上も、各特別区の財源不足の計算などは、地方交付税法の基準財政需要額や基準財政収入額の算定に準ずるものとされています。

「都区財調」の財源は、ほんらいは特別区が集めるべき市町村税のうち、固定資産税、法人住民税の全額と特別土地保有税の一定部分を「調整税」として都が

集めています(2000年度から、当分の間、調整額を特例的に加算することになり、「調整税等」とよんでいます)。

こうして集めた財源(調整税等)の55%を財源不足が生じた特別区に交付し、残りの45%を都の財源として収入することが基準になっています。

橋下氏は、この「都区財調」に目を付け、その導入をねらっているのです。

●東京都は大もうけ?—「都区財調」の実際

そこで、例として2009年度の東京都の決算カードを見ますと、次の数字を読むことができます。

A	都民税収入総額	2兆4017億円
B	地方税収入総額	4兆2560億円
C	差額(B-A)	1兆8453億円

このうちAは、普通地方公共団体としての東京都が都民から集めている税です。

Bは、「調整税等」をAに加えた金額です。

Cの1兆8453億円はAとBの差額ですから、これが「調整税等」の総額です。この55%が特別区にわたす交付金の財源です。

ところが、同じ決算カードで、2009年度に都から特別区に支出された「都区財調」の交付金の総額は8634億円で、1兆8453億円の46.7%でしかありません。残りの53.3%・9819億円は、すべて東京都の歳入として組み入れられたのです。もともと都が受け取るとされる45%からみて、1500億円余も超過した収入です。こんなうまい事はありません。橋下氏でなくとも飛びつきたくならない話です。

しかし、東京都23特別区の人口が現在900万人近いのに対して、大阪市は250万人余です。そこで堺市その他の都市を引き込んで560万人の「特別自治区」をつくり、「都区財調」で巨額の財源を集めようというのです。これが「都構想」の最大の眼目というべきかもしれません。

●「中核市」って何?

次は「中核市」についてです。中核市は都市制度の

一つですが、地方自治法は都市制度の種類を次のように定めています。

表1 都市制度の種類(人口単位は万人)

制度別	制度化	人口	権限
一般市	1947	5~	町村事務+福祉事務所等
指定市	1956	50~	+道府県事務の85%強担当
中核市	1994	30~	+都道府県事務の一部担当
特例市	2000	20~	〃〃(中核市より狭い権限)

これで見ると、都市制度は人口規模によって区分けされており、自治体の自主的な決定によって制度を選択することになっています。、2012年1月1日現在で制度別に市の数を見ると、次の表ようになります。

表2 制度別に見た都市の数と構成比 総務省

総数	一般市	指定市	中核市	特例市
787	689	17	41	40
100.0%	87.5	2.2	5.2	5.1

中核市が一般の市として行う事務以外に持つことができる権限をすべていえば1800件にもものぼるといいますが、その主な例を次に書き出しておきます。

中核市の権限の主な例

◇民生行政に関する事務

社会福祉に関する事務。児童相談所の設置以外、政令市とほぼ同様の権限

◇保健衛生行政に関する事務

保健所を自ら設置。政令市とほぼ同様の権限

◇都市計画に関する事務

都市景観の保全などを除き、都道府県の一定の関与が残る。政令市は、都市計画の決定の自由度がより高いほか、市内の国道・都道府県道を自ら管理する。

◇環境保全行政に関する事務

環境の保全に関する事務。政令市とほぼ同様の権限

◇地方教育行政に関する事務

中核市は、教職員の研修を行う権限を持つ。

◇財政・財源制度

地方交付税の増額補正が可能である。

以上が「中核市」についての大まかな説明ですが、大阪維新の会がなぜ「大阪都構想」として「中核市」を掲げているのかは、この後で考えます。

●「道州制」って何?

「道州制」を一言でいうなら「都道府県を廃止し、国土を10ほどに分割して広域制度をつくり、国の権限の大半を移譲する」ということです。

表3 道州制(10分割)案

地区別	人口千人	現行都道府県
北海道	5627	北海道
東北	9634	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東信越	11642	茨城、栃木、群馬、新潟、長野
南関東	22785	埼玉、千葉、山梨、神奈川
東京	12570	東京
中部	17306	愛知、静岡、三重、岐阜、富山、石川
関西	21714	大阪、京都、滋賀、兵庫、和歌山、奈良、福井
中国・四国	11761	鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛
九州	13362	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	1360	沖縄

第28次地方制度調査会答申・人口は2005国勢調査。

イメージをはっきりさせるために、2006年2月に総理大臣の諮問機関・地方制度調査会が答申のなかで示した分割案の一つを掲げました(表3)。

もしかりにこれが実現するならば、世界に類を見ない広域政治組織の出現ということになりますが、それを理解してもらうために、もう一つの表を示しておくことにします(表4・次ページ)。この表で分かるように、日本の10分割案による道州制は、その平均人口規模において、とびぬけた大きさです。

それとあわせて理解したいのは、日本の都道府県の平均人口がフランス、カナダ、イタリアの広域自治体(州)と並んでいることであり、その点からいけば現行都道府県をそのまま州制度に移行させることも十分ありうる、ということです。しかし何より大切なことは、「なぜ道州制か」ということです。

表4 国別に見た広域自治体の規模の比較

国別	広域自治体	総数	平均人口(万人)
日本	都道府県	47	269
	10道州案	10	1278
イングランド	広域レベル	87	55
フランス	レジオン	22	267
イタリア	レジオーネ	20	286
カナダ	州	12	252
アメリカ	州	50	530
ドイツ	ラント(州)	16	512

田村秀「道州制・連邦制」(ぎょうせい, 2008)による。

「大阪都構想」の背景にあるもの

●どこかで見たような

いったい「大阪都構想」に象徴される大阪維新の会・橋下氏の政策やプランは、彼らの独創でしょうか。そこでもう一度、今号の森論文が掲げている「図」を見て下さい。じつは、これとイメージがよく似た図が2003年に公表されていました。下に掲げる図は、それを転写したものです。

2003年1月に、日本経団連が「活力と魅力溢れる日本をめざして」というビジョン(以下「ビジョン」)を発表しましたが、この図はその中に出てくるものです。そこに描かれたプランを達成する目標年次を2025年度としたこのビジョンは、国民に対して徹底した「自助努力」「自己責任」を求め、小泉構造改革から今日に至るまでの政府

の政策理念に強い影響を与え続けています。

そこで「図」の話に戻りますが、これはビジョンが道州制を提案するなかで示したものです。

●何が提案されていたか

誰の意見であっても、道州制導入は「国の形」論に直結します。この図では、「国」の任務を外交や防衛その他に特化し、国民生活に関わるテーマは社会保障・年金だけ、ということです。(じつはこれも、消費税による国の財源保障を求めるものであり、年金・社会保障制度における企業主負担の廃止を求める提案に結びついています。)

そして、国民生活に関わる公的な事務・事業は、すべて州政府と基礎自治体が担当することになります。しかしその数は、州政府が5～10、基礎自治体は300程度にする、といます。それが外国との比較で見てどれほどに大規模なものかは、道州制について見たとおりですが、それは基礎自治体でも全く同じことです。

表5 国別に見た基礎自治体の規模の比較

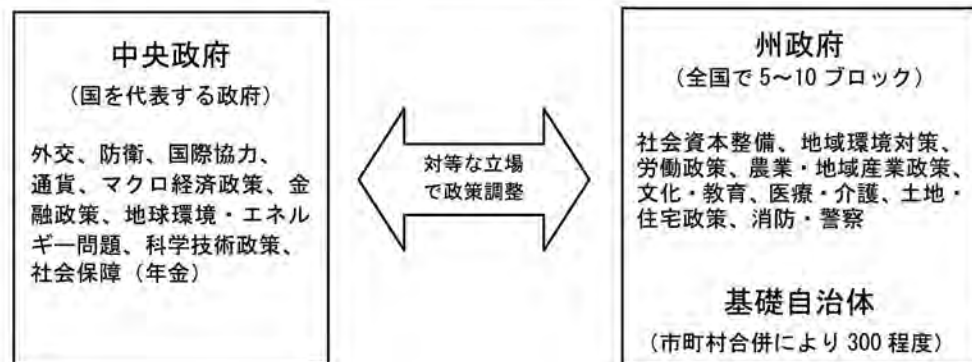
国別	総人口(千人)	基礎自治体数	平均人口(人)
日本	127768	1787	71490
アメリカ	296410	19429	15250
カナダ	32270	4066	7930
イタリア	58637	8101	7230
ドイツ	82351	12312	6680
フランス	63750	36000	1770

<2005年基準>

総務省

<参考図>日本経団連の地方自治体再編の提案

日本経団連「活力と魅力溢れる日本をめざして」



この表から日本の市町村平均人口が異様に高いことが分かります。それをさらに300程度にしようというのですから、正気の沙汰とは思えません。

東日本大震災の津波被害を受けた現場や放射能被害で避難しなければならなくなっている地域で、この間の市町村合併によって行政区域が広がり、職員数が減らされたりした自治体職場との関係は深刻であり、二次、三次の被害というべき現象が生まれる原因になっています。

広域自治体、基礎的自治体ともに、人口規模や面積が大きくなれば、役所・議会などの政府組織から住民生活が見えなくなるのは当然のことです。

しかしビジョンは、この図の示す政策が実現すれば地方分権が前進し、住民参加が進むといいます。それは次のように説明されます。

- ①一人ひとりが自分に責任を持つ。
- ②一人ひとりが「公を担う」という価値観と自覚を持って、地域社会などの活動に参加する。

そして、「個人でできないことは家族で、家族でできないことはコミュニティで、コミュニティでできないことは基礎自治体で、基礎自治体でできないことは広域自治体で」という、「自助・共助・公助」論を持ち出します。行政が向き合うのは「真の弱者」だけでよい、というのです。

いまでは聞きなれたこの「論」は、じつはビジョンが公表されたころから急速に広められたのです。

この理念が具体化されるなら、役所から住民生活を見る必要はありませんし、職員がどんなに少なくなってもいい、ということになっていきます。

つまり、道州制といい、300程度の市町村といい、自治体組織の縮小によってとことんまで「効率性」を追求する「小さな政府」政策であることは間違いありません。それは、この間の市町村合併によって明確に実証されています。

「大阪都構想」というのは、その路線をさらに徹底して進めるものといってよいでしょう。橋下氏のはげしい公務員叩きは、その道具です。

●自治体自身の自助自立体制の構築

もうひとつ、道州制も市町村合併も、「自治体自身の

自助自立体制」の確立が目的だということをいわずにばなりません。

現在の地方自治制度は、市町村にしても都道府県にしても、地方交付税制度や国庫支出金制度によって財政力の調整が行われ、小規模自治体や経済的に困難な自治体も「最低限の自立的経営」が担保される原則になっています。

それをやめ、中央政府が自治体の維持にいったい責任を持たず、広域的、基礎的を問わずすべての自治体を「自立」させる、そのためにこそ市町村合併と道州制による自治体の大規模化、組織・職員数の大削減を進めるのです。「大阪都構想」が、一般の市町村を合併させて、幅広い権限を持つ中核市に再編する計画を掲げているのもこのためです。

さらに、組織・職員数の大削減は、公務・公共労働の大きかりな外部委託、市場化を生み、自治体の大規模化による財政規模の拡大が、大型の公共事業、社会資本整備の流れを生み出すでしょう。このとき、橋下氏がねらう「都区財調」が「打ち出の小槌」になる可能性があるのです。

ビジョンのいう広域自治体数5～10、基礎的自治体数300程度は、そうした「小さな政府」と公務の市場化のための究極の目標であり、橋下氏らはその旗手として登場したのです。

●教育基本条例の思想の源も

ここで、維新の会・橋下氏が掲げる教育政策について少しふれておきます。彼らの教育政策の基調に競争原理の導入と、能力格差の容認があります。

しかしこれについても、ビジョンが「社会のあらゆる場面でリーダーを育てる」「健全な競争原理の導入と多様な教育サービスの提供」という目標を掲げていました。そして「学区の完全自由化」「株式会社も参加できる学校経営主体の自由化」「校長や教師に競争原理を導入」するなどとして、子どもや保護者が特色ある教育を自由に選択できるようになれば「その最終的な責任は、本人や保護者が負うようになる」といっています。

ここでは、教育を「自由に選べる商品」として位置付け、それを保護者や本人が買う、という市場原理型の教育理念にみだされていましたが、これに「教育目標を市長が定める」とする統制的な政治理念をプラスすれば、まさしく大阪維新の会の教育基本条例案になります。

つまり、「やわらかで自由な」市場原理と「強固な」統制主義がミックスしている点にその提案の特徴がありますが、じつはビジョンが、「愛国心」につながりかねない「高い倫理観」「公を担う心」を強調していたことも付け加えておかなければなりません。

大阪の現実的困難に向き合って

それにしても今回の選挙の結果が衝撃的なものであったこと、橋下氏への高い支持率が、選挙後にも途絶えていないことを思わずにはいられません。

その原因として挙げられるのは二つのことです。一つはいわゆる「既成政党への不信」であり、これまでの政治への怒りです。そしてもう一つは、その怒りの根拠になっている人々の生活の困難や不安の広がりです。

●財政的な現実

そこで、大阪における困難な現実を、いくつかの指標によって見ることにしました。

この記事のさいごに掲げた表10は、大阪43市町村と多摩地域30市町村について、2008年度決算における財政状況を比較したものです。指標にしたのは、住民1人当りで見えた「歳入総額」「地方税総額」「個人住民税」「法人住民税」「固定資産税」と「財政力指数」です。

表6-1 住民1人当りで見えた歳入総額

地域別	収入段階別 (万円)					
	総数	40以上	35～40未	30～35未	25～30未	25未
大阪府	43	4	7	13	17	2
	100.0	9.3	16.3	30.2	39.5	4.7
多摩地域	30	4	7	16	3	—
	100.0	13.3	23.3	53.3	10.0	—

※金額欄の「未」は「未満」の略。以下同じ

まず歳入総額を住民1人当りで見ますと、多摩地域では35万円以上が36.6%、30万円以上が89.9%であるのに対して、大阪は35万円以上が25.6%、30万円以上が55.8%です。

表6-2 住民1人当りで見えた地方税の総額

地域別	収入段階別 (万円)					
	総数	20以上	15～20未	13～15未	10～13未	10未
大阪府	43	3	16	8	15	1
	100.0	7.0	37.2	18.6	34.9	2.3
多摩地域	30	7	16	6	—	1
	100.0	23.3	53.3	20.0	—	3.3

次に、地方税の総額を住民1人当りで見ますと、多摩地域では15万円以上が76.6%を占めますが、大阪は15万円以上が44.2%、13万円以上で62.8%、さらに10～13万円未満で34.9%になっています。

表6-3 住民1人当りで見えた個人住民税の総額

地域別	収入段階別 (万円)					
	総数	10以上	8～10未	6～8未	5～6未	5未
大阪府	43	—	2	10	16	15
	100.0	—	4.7	23.3	37.2	34.9
多摩地域	30	1	7	19	1	2
	100.0	3.3	23.3	63.3	3.3	6.7

個人住民税の総額を住民1人当りで見ますと、多摩地域では8万円以上が26.6%、6万円以上が89.9%、6万円未満で10.0%なのに対して、大阪は8万円以上が4.7%、6万円以上が28.0%、6万円未満が72.1%、5万円未満で34.9%です。

表6-4 住民1人当りで見えた法人住民税の総額

地域別	収入段階別 (万円)					
	総数	5以上	3～5未	2～3未	1～2未	1未
大阪府	43	2	2	4	15	20
	100.0	4.7	4.7	9.3	34.9	46.5
多摩地域	30	—	1	4	8	17
	100.0	—	3.3	13.3	26.7	56.7

個人住民税の総額を住民1人当りで見ますと、多摩地域では3万円以上が3.3%、2万円以上が16.6%、1万円以上で43.3%、1万円未満が56.7%を占めるのに対して、大阪は3万円以上が9.4%、2万円以上が18.7%、1万円以上で53.6%、1万円未満で46.5%となっています。

表6-5 住民1人当りで見えた固定資産税の総額

地域別	収入段階別 (万円)					
	総数	10以上	8～10未	6～8未	5～6未	5未
大阪府	43	4	2	16	5	16
	100.0	9.3	4.7	37.2	11.6	37.2
多摩地域	30	2	6	13	6	3
	100.0	6.7	20.0	43.3	20.0	10.0

固定資産税の総額を住民1人当りで見ますと、多摩地域では8万円以上が26.7%、6万円以上が70.0%、5万円以上が90.0%であるのに対して、大阪は8万円以上が14.0%、6万円以上が51.2%、5万円以上が62.7%、5万円未満が37.2%です。

表6-6 財政力指数の段階別の比較

地域別	財政力指数段階別				
	総数	1.0以上	0.8～1.0未	0.5～0.8未	0.5未
大阪府	43	5	14	23	1
	100.0	11.6	32.6	53.5	2.3
多摩地域	30	16	11	1	2
	100.0	53.3	36.7	3.3	6.7

次は、財政力指数の段階別比較です。多摩地域では1.0以上が過半数の53.3%、0.8以上で90.0%になります。これに対して大阪では、1.0以上は11.6%、0.8以上でも44.2%と半数を超えず、0.5～0.8未満に53.5%が集まっていて、多摩地域とはかなりちがう実態になっています。

以上の資料から、大阪の市町村財政が厳しい状況にあることがうかがえますが、特に個人住民税の実態は、貧困層の存在を考えさせるものがあります。

●貧困と失業の問題

そこで、2007年の都道府県別に見た生活保護率と失業率を、高い順から5県書き出してみました。

表7 都道府県別生活保護率<2007> %

大阪	北海道	高知	京都	福岡
25.7	24.7	21.8	19.4	18.8

厚生労働省

表8 都道府県別失業率<2008～10> %

沖縄	大阪	青森	福岡	宮城
7.6	6.9	6.5	6.0	5.8

総務省「労働力調査」

わが国の生活保護率は旧産炭地の北海道、福岡が上位を占めることが知られていましたが、大阪がそれを追い抜いてしまいました。大都市における貧困層の蓄積という視点もありうると思われるので、指定都市における比較も出しておきます。

表9 指定都市の生活保護率<2011年6月> %

大阪市	札幌市	京都市	神戸市	福岡市
56.6	35.6	31.0	30.7	27.3

厚生労働省

以上、大阪の人々が大きな困難に直面していることは明らかだといって良いと思います。そしてそれが「怒り」となって、過激な手法で組織される可能性についても、十分理解できることです。

しかし、若年層の高い失業率や、全世代にわたる正規・非正規労働の格差の広がり、歴史的ともいべき水準で生活保護率が上昇していること、自治体の多くが財政危機に直面していることは、大阪に限らず、全国的な傾向です。だとすればそれは「橋下・大阪維新の会型」ともいべき政治が、急激に人々の心をとらえる可能性があるということです。

共同の力で展望をひらく

けれども、彼らが掲げる政策や方法で、私たち国民・住民の求める政治を実現することができるのでしょうか。さいごに、そのことを考えましょう。

まず、最近一斉に報じられた『維新八策』(大阪維新の会の衆院選挙公約)の骨子は次の8点です。

- ①統治機構の再構築、②行財政改革、③教育改革、④公務員制度改革、⑤社会保障制度改革、⑥経済政策、⑦外交・安全保障、⑧憲法改正

これらの項目ごとの詳細はこれから詰めるのとありますが、「憲法改正」を示したことが全体の性格を明らかにしました。「9条には手をかけない」といっていますが、当面は、国民の意識にすりよるを得ない、ということでしょう。

●極端に統制的・強権的な政治手法

橋下氏については、これまでもその統制的な手法が指摘されてきましたが、大阪市職員に対する「労使関係に関するアンケート調査」はきわめて重大な内容をはらんでいます。調査の中止を求めた大阪弁護士会長の声明によると、アンケートには次のような項目があります。

「あなたは、この2年間、特定の政治家を応援する活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知らせたり、街頭演説を聞いたりする活動を含む)に参加したことがありますか」と質問し、「自分の意思で参加したか、誘われて参加したか」「誘った人は誰か」「誘われた場所と時間帯は」という選択肢を掲げて回答を求めています。また「労働条件に関する組合活動」についても、同じような質問が行われています。

しかも、市長名で「市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます。正確な回答がなされない場合には処分の対象となります。」と

記され、職員の氏名を表示することを求めています。

これに対して、大阪弁護士会長の声明は、思想・信条の自由、政治活動の自由、労働基本権を侵害する内容の調査を職員に強制するもの、としてその中止を求めました。

「憲法改正」を論じることは自由ですが、現行憲法の原則を踏みにじることが許されないことはいうまでもありません。しかも「憲法順守」は公務員制度の根本的な原則です。

●「強い政治」に対抗する民主主義の共同

けれども「強い政治」を主張するのは、橋下氏ばかりではありません。大震災からの復興のためには「強力なガバナンス」が必要だといって、東北州の実現をとをえる人たちがいます。名古屋市や愛知県でも、「首長のいうことを聞く議会をつくる」動きが重ねられてきました。そして東京都の学校教育の現場では、日の丸・君が代強制に象徴される統制がさらに進んでいます。そんな中で、政治の現実にはいらだって「決断の政治」を求める人がふえています。

こうした流れの背景に、格差や貧困の広がりがあり、市場型社会・国家の実現を求める経済界の長期的プランがあることは、すでに示したとおりです。まさに「大阪現象」は、対岸の火事ではありません。

これに対するには、民主主義の共同しかありません。その基本的な理念は「すべての人の生活に基本的人権を全面的に実現すること」であり、そのために働く「立憲主義の政治をつくる」ことです。

それは、だれかに「決断」を求めるのではなく、主権者としての深い研究と討論、心の通い合うふつうの言葉で語られる共同目標による行動が生み出すものではないでしょうか。

(研究員室・池上洋通)

表10 住民1人当りで見えた歳入・地方税・住民税・固定資産税総額と財政力指数の比較
2008年度決算<東京都多摩地域市町村/大阪府市町村>

東京都多摩地域市町村							大阪府市町村						
市町村名	歳入総額	地方税総額	住民税		固定資産税	財政力指数	市町村名	歳入総額	地方税総額	住民税		固定資産税	財政力指数
			個人	法人						個人	法人		
八王子市	32.2	17.2	7.0	1.7	6.3	1.04	大阪市	61.6	26.6	5.5	6.1	10.6	0.96
立川市	39.0	21.9	7.5	3.4	8.7	1.23	堺市	35.7	15.9	5.4	1.6	6.5	0.81
武蔵野市	43.9	26.9	11.8	2.0	10.2	1.67	岸和田市	33.3	12.3	4.6	0.9	4.9	0.62
三鷹市	32.7	20.1	9.7	1.0	7.1	1.25	豊中市	29.9	16.8	7.3	1.2	6.0	0.98
青梅市	32.1	16.2	6.4	1.3	6.6	0.97	池田市	34.9	17.4	7.1	2.2	6.0	0.95
府中市	36.1	20.1	8.1	1.7	8.4	1.36	吹田市	30.2	18.8	9.8	1.7	6.9	1.12
昭島市	33.7	18.0	6.7	1.5	7.6	1.12	泉大津市	33.1	15.3	4.9	1.3	7.0	0.75
調布市	36.6	20.1	9.2	2.0	7.0	1.36	高槻市	28.2	14.3	6.1	0.9	5.4	0.83
町田市	31.2	16.8	7.9	0.9	6.1	1.16	貝塚市	31.8	13.0	4.5	1.0	5.5	0.75
小金井市	34.8	17.9	9.5	0.6	5.8	1.15	守口市	36.1	16.2	4.8	1.5	7.1	0.83
小平市	29.8	17.0	7.8	0.8	6.4	1.07	枚方市	26.6	14.8	6.1	1.2	5.5	0.88
日野市	33.1	17.4	7.6	1.7	6.4	1.08	茨木市	27.4	16.9	6.7	1.4	6.9	1.02
東村山市	30.2	13.8	6.5	0.5	5.2	0.88	八尾市	31.5	15.5	5.5	1.5	6.4	0.81
国分寺市	36.9	19.1	9.4	0.8	6.7	1.09	泉佐野市	42.1	19.6	4.5	1.5	10.5	0.97
国立市	33.5	19.7	9.6	0.9	7.0	1.07	富田林市	29.6	12.0	5.5	0.5	4.5	0.71
福生市	35.6	14.7	6.6	0.7	5.6	0.80	寝屋川市	29.6	12.4	5.0	0.8	4.8	0.72
狛江市	30.0	15.6	8.5	0.5	4.9	0.92	河内長野市	25.6	12.4	6.0	0.7	4.4	0.74
東大和市	28.9	15.4	6.7	0.8	6.2	0.97	松原市	29.0	11.6	4.6	0.7	4.6	0.63
清瀬市	34.6	13.0	6.3	0.4	4.7	0.73	大東市	31.3	16.1	4.9	2.9	6.3	0.90
東久留米市	28.8	14.5	7.0	0.5	5.3	0.87	和泉市	29.6	12.3	5.1	0.7	4.9	0.73
武蔵川市	33.6	15.2	5.7	0.9	6.7	0.87	箕面市	30.6	18.0	8.3	0.8	6.8	1.05
多摩市	34.7	19.9	7.9	1.7	8.4	1.26	柏原市	30.4	13.3	5.3	1.2	5.2	0.72
稲城市	35.7	17.2	7.8	0.9	6.7	0.95	羽曳野市	28.8	11.5	5.0	0.6	4.3	0.62
羽村市	38.4	20.3	6.8	2.6	8.7	1.14	門真市	34.9	15.4	4.5	1.5	7.0	0.76
あきる野市	31.8	14.2	6.1	0.5	5.8	0.83	摂津市	37.6	23.8	5.5	3.4	10.6	1.19
西東京市	33.1	16.2	7.9	0.9	5.5	0.97	高石市	34.3	18.3	5.5	1.5	9.1	0.97
瑞穂町	38.7	20.8	6.0	1.9	10.0	1.15	藤井寺市	27.6	12.6	5.4	0.7	4.7	0.69
日の出町	50.0	18.4	6.1	2.1	8.3	0.81	東大阪市	35.6	16.3	5.2	1.7	6.7	0.79
檜原村	105.4	8.6	3.7	0.2	4.3	0.25	泉南市	30.8	14.6	4.0	0.8	7.9	0.82
奥多摩町	89.0	14.5	4.7	0.4	8.6	0.45	四条畷市	34.6	17.0	5.3	5.1	5.0	0.66
							交野市	25.2	12.5	6.1	4.4	4.4	0.77
							大阪狭山市	26.7	14.1	6.6	1.2	4.9	0.80
							阪南市	24.5	9.9	4.7	0.3	3.6	0.61
							島本町	29.1	16.7	6.1	2.9	6.2	0.84
							豊能町	26.4	11.1	7.1	0.2	3.5	0.65
							能勢町	36.0	11.6	4.3	0.4	6.1	0.54
							忠岡町	36.3	13.5	4.1	1.0	6.3	0.60
							熊取町	22.6	10.4	5.5	0.3	4.1	0.72
							田尻町※	68.1	56.9	4.3	2.1	35.9	1.52
							岬町	35.4	13.6	4.4	0.3	8.3	0.57
							太子町	28.1	11.7	5.3	0.1	4.2	0.64
							河南町	29.8	10.2	5.1	0.4	4.0	0.57
							千早赤阪村	42.3	10.1	4.9	0.4	4.5	0.44

総務省「決算カード」資料によって作成した。
①市町村の掲載順は総務省コードによる。
②金額の単位はすべて「万円」。端数は四捨五入した。
③計算の基礎とした人口は、各「決算カード」に掲載された2009年1月1日現在の住民基本台帳人口である。
*大阪府田尻町には関西空港が立地している。